

板橋区職員互助会運営費補助金交付要綱

(平成 12 年 3 月 13 日区長決定)

(平成 31 年 3 月 28 日一部改正)

(令和 3 年 3 月 31 日一部改正)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、板橋区職員互助会（以下「互助会」という。）の事業運営に対し区がその事業に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な運営を図るとともに職員の福利厚生の増進と区政の発展に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第 2 条 補助金の交付対象は、互助会とする。

(補助金の交付額)

第 3 条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 区職員が負担する互助会会費相当額以内の額

(2) 特別区職員互助組合等寄附金相当額

2 前項に規定する補助金の交付額は、毎年度区長が予算の範囲内において定めるものとする。

(交付の申請)

第 4 条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第 1 号様式）に必要な書類を添付し、区長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 区長は、前条の規定に基づき申請のあったときはその内容を審査し、交付することを決定した場合は補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第 6 条 区長は、補助金の交付決定後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

ただし、既に実施された補助事業に係るものについてはこの限りでない。

(承認事項)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の一到該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

ただし、第 1 号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(事故報告等)

第 8 条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、遂やかにその理由その他必要な事項を記載した書面により区長に報告しなければならない。

(状況報告)

第 9 条 区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業の実施状況又は経理状況等について、必要に応じて報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第 10 条 区長は、前条の規定に基づく報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第

221 条第 2 項の規定による調査等により、当該補助事業が補助金の目的又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助金の目的又は条件に従った補助事業の遂行を命じることができる。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業を中止若しくは廃止したときは、遅滞なく事業実績報告書（別記第 3 号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第 12 条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、事業実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認めた範囲において交付すべき補助金額を確定し、補助金確定通知書（別記第 4 号様式）により通知する。

（補助金の返還）

第 13 条 区長は、前条の規定に基づき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が第 5 条の規定に基づき交付されているときは、その差額の返還を命じるものとする。

2 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

（是正のための措置）

第 14 条 区長は、第 12 条の規定による調査の結果補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

（決定の取消）

第 15 条 区長は、次に掲げる各号の一に該当すると認める場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は第 10 条の規定に基づく命令に違反したとき。

(4) その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 12 条の規定により補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても同様とする。

（補 則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については東京都板橋区補助金交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

東京都板橋区長 様

(申請者)

所在地 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

団体名 板橋区職員互助会

職氏名 会長

年度板橋区職員互助会運営費補助金の交付申請について

このことについて、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

1 交付申請額 円

2 算出基礎（予算額）

事業運営費	収 入	区補助金額
円	円	円

3 添付書類

- (1) 年度板橋区職員互助会事業計画書
- (2) 年度板橋区職員互助会予算書
- (3) 板橋区職員互助会規約

所在地	板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
団体名	板橋区職員互助会
職氏名	会長 様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度板橋区職員互助会運営費補助
金については、下記により交付いたします。

年 月 日

板橋区長

記

- 1 交付金額 円
- 2 交付内容
 - ・ 互助会会費相当以内
 - ・ 特別区職員互助組合寄附金相当
- 3 交付時期 年 月
- 4 交付対象事業 板橋区職員互助会運営
- 5 交付条件
 - (1) この補助金は、上記4の事業に使用し、それ以外には使用しないこと。
 - (2) 事業計画及び収支予算を変更したときは、速やかに届け出ること。この場合届出を調査し、その結果によっては交付金額を減額することがある。
 - (3) 年度終了後、速やかに事業実績報告書及び収支決算書を提出すること。
 - (4) 上記(1)から(3)までのいずれかに違反した場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。
- 6 申請の取り下げ

当該通知に係わる交付の決定内容、又はこれに付された条件に異議があるときは、申請の取り下げをすることができます。

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

東京都板橋区長 様

（申請者）

所在地	板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
団体名	板橋区職員互助会
職氏名	会長

年度板橋区職員互助会運営事業実績報告書の提出について

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた板橋区職員互助会運営費補助金について、板橋区職員互助会運営費補助金交付要綱第 11 条に基づき下記書類とともに事業実績報告書を提出いたします。

記

1 提出書類

- （1） 年度事業実績
- （2） 年度板橋区職員互助会決算書

第 4 号様式（第 12 条関係）

第 号

所 在 地	板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
団 体 名	板橋区職員互助会
職 氏 名	会長 様

補 助 金 確 定 通 知 書

年 月 日付けで提出のあった 年度板橋区職員互助会運営費補助金に係わる事業実績報告について、板橋区職員互助会運営費補助金交付要綱第 12 条の規定により、内容を審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

年 月 日

板橋区長

記

1 確定金額	金	円
--------	---	---